

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
1						用語の定義 【協力会社】	【協力会社】には事業者から直接業務を受託する、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等は含まないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
2						用語の定義 【応募者】	用語の定義にて【応募者】は応募グループ及び協力企業とありますが、協力企業は応募グループの一員と定義しないのでしょうか。ご教示の程お願い致します。	ご指摘を踏まえ、応募者の定義を修正します。
3						用語の定義 【配膳室等】	配膳室については、「…本事業において新たに整備・改修されるものも含む。」とありますが、現在、配送されている学校等については改修。それ以外の単独調理の学校等については新設整備との考えでよろしいでしょうか。	配膳室等の整備・改修業務については、募集要項等にて示します。
4						用語の定義 【配膳室等】	「…配送車両の進入路その他…施設の総称…」とありますが、この施設は学校等の敷地内に限定した施設との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
5						用語の定義 【配膳室等】	配膳室を新たに整備・改修の場合、募集要項等の公表時には学校毎に設備関連の現状図面を公表又は貸出していただけるのでしょうか。	必要な図面又は基礎資料の提供を予定しています。なお、現段階では、必要な図面等がそろっているのか不明なため、詳細については、募集要項等にて示します。
6	2~3	1	(1)	5)		事業範囲	全てにおいて「その他関連業務」とありますが、何か想定はあるのでしょうか。	施設整備、維持管理、運営などの各業務の遂行にあたり必要となる関連業務を想定しています。
7	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・事業用地内の既存施設の解体・撤去業務	事業用地内の既存施設の解体・撤去業務が事業範囲にありますが、既存施設及び敷地内インフラの図面は提示いただけますか。	No. 5の回答をご参照ください。
8	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する事項 ・事業用地内の既存施設の解体撤去作業	事業用地は、旧愛知県立成章高等学校赤羽根校舎グラウンド及びテニスコート部分となるかと存じますが、事業者側の費用で解体又は撤去すべき施設や建築物、構築物はあるのでしょうか？	事業者側でクラブハウスなどの建築物や既設の雨水排水管の解体又は撤去を行っていただきます。
9	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・雨水排水路切り回しに係る工事等業務 ・事業用地内の既存施設の解体・撤去業務	事業用地内の既存施設の解体・撤去業務に関する図面及び雨水排水路切り回しに係る資料（事業費算出に必要）は、提示されるとの理解でよろしいですか。	No. 5の回答をご参照ください。
10	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・雨水排水路切り回しに係る工事等業務	雨水排水路切り回しに係る工事等業務とありますが、現状の雨水排水路の図面は、募集要項等の公表時に資料として公表いただけるのでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
11	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・雨水排水路切り回しに係る工事等業務	既設雨水排水管の位置を確認したい 流入口 経路 排水口	現地確認の機会を設ける予定です。
12	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・雨水排水路切り回しに係る工事等業務	グラウンド中央、南北方向に排水管が埋設されているとのことですが、建物配置計画に影響が考えられますので、事前に径、位置等を公開することは考えていますか。	図面の提供や現地確認の機会を設ける予定です。なお、現段階では、必要な図面等がそろっているのか不明なため、詳細については、募集要項等にて示します。
13	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・食器食缶等調達業務	食器食缶調達業務が施設整備費に含まれておりますが、食器食缶は、貴市の所有物になるという理解で宜しいでしょうか。	備品に該当するものについては、市所有物となる予定です。詳細は、募集要項等にて示します。
14	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・食器食缶等調達業務	設計建設業務に『食器食缶等調達業務』の項目が挙げられていますが、運営業務にするほうが合理的ではないでしょうか。	ご意見として承り、検討させていただきます。
15	2	1	(1)	5)	① ③	本施設の設計及び建設に関する事項 ・食器食缶等調達業務 本施設の維持管理に関する業務 ・食器食缶保守管理業務	①では、食器食缶等とあり、③では”等”がありませんが、明確な差を想定していますでしょうか。	「食器食缶等」に表現を統一します。
16	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・工事監理業務	工事監理業務について現場に駐在するの、人数等詳細条件はどのように考えていますか。	募集要項等にて示します。
17	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・施設備品等調達業務	この備品に、貴市職員が使用する備品（机、椅子、P.C、コピー機、電話等）は含まれますか。	市職員が使用する備品のうち、机、いす、書棚は、当該調達業務に含む予定です。また、パソコン、プリンター等は市から持ち込む予定です。詳細は募集要項等にて示します。
18	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・施設備品調達業務	本施設の設計及び建設に関する業務で施設備品調達業務で、事業者が本施設の引渡し時までに調達（購入）する運営備品等の費用について、「施設整備費」の一部として認めていただけないでしょうか。運営備品等が施設整備費として認められない場合、SPCとして資金調達できない（割賦料に運営備品等の調達費が含まれず、金融機関から借入できない）ため、SPCから運営備品等の調達業務を受託する構成員の資金負担が過大になることが懸念されます。	ご意見として承り、検討させていただきます。
19	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する事項 ・施設所有権移転業務	業務の範囲は表示登記まででしょうか？	ご理解のとおりです。なお、市が建物保存登記を行う場合、協力して頂く場合があります。
20	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する事項 ・交付金申請支援業務	具体的にはどのような作業を伴う業務をお考えでしょうか？	交付金申請支援については、交付金を申請するにあたって必要な図面の作成や内訳書の作成等を予定しています。
21	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する業務 ・交付金申請支援業務	本施設の設計及び建設に関する業務において、交付金の申請業務は、市が行う業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
22	2	1	(1)	5)	①	本施設の設計及び建設に関する事項 ・その他関連業務	敷地内北面、東面のげけについて愛知県建築基準条例の第8条（げけ附近の建築物）に該当すると思いますが、どのように考えていますか。	本業務を実施するに当たり必要とされる法令等（条例を含む。）について、最新のものを参照し遵守してください。
23	2	1	(1)	5)	②	本施設の開業準備業務	開業準備業務（試食会等支援を含む）とありますが、調理リハーサルとは別に試食会を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	2	1	(1)	5)	③	本施設の維持管理に関する業務 ・付帯施設保守管理業務	付帯施設保守管理業務（外構等）について、事業区域内の北側法面の図面及び構造計算書等の資料は提示されるとの理解でよろしいですか。また法面の維持管理基準も示されるとの理解でよろしいですか。	前段について、詳細の図面等はありません。現地をご確認ください。後段について、法面の維持管理基準については、募集要項等にて示します。
25	2	1	(1)	5)	③	本施設の維持管理に関する業務 ・食器食缶保守管理業務	本施設の維持管理に関する業務に、食器食缶保守管理業務とありますが、日々の洗浄業務や、長期休暇明け前の洗浄消毒作業時に調理員等人手をかけて目視点検しなければ異常の発見は難しく、建物設備保守管理企業や、調理設備維持管理企業では更新時に食器食缶を納めるだけになってしまい、リスクコントロールは難しいと考えます。この業務は、運営に関する業務の施設備品等調達業務（配送車輛の調達業務及び維持管理業務を含む。）の範囲内に含まれるとの理解で、運営企業が行ってもよろしいでしょうか。	食器食缶等保守管理業務を運営企業が行っても構いません。業務内容の詳細については、募集要項等にて示します。
26	2	1	(1)	5)	③	本施設の維持管理に関する業務 ・その他関連業務	その他関連業務に、質問No.69の配送先学校等の搬入道路と配膳室等の調査設計し整備改修した部分の維持管理業務は含まれない（給食配送先学校等の搬入道路と配膳室の維持管理は業務対象外）との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
27	2	1	(1)		④	本施設の運営に関する業務	食膳室の維持管理・衛生管理については市の事業と考えてよいでしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
28	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	本施設の運営に関する業務に「見学者対応業務」があり、貴市の業務には「見学者対応支援（必要に応じて）」とあります。見学者の調整等の受付業務を含め、本事業では、見学者対応業務を基本的に事業者が行うのでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
29	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・献立作成補助業務	献立作成業務（献立委員会）はどちらの施設で実施しますか。またその頻度を提示願います。	献立委員会については、新センターで、2月中旬（4・5月分）、4月中旬（7月分）、5月下旬（保育園の8月分）、7月中旬（9・10月分）、9月中旬（11月・12月分）、11月中旬（1・2・3月分）の開催を予定しています。
30	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・献立作成補助業務	献立委員会への出席者は、事業者が指名する者でよろしいでしょうか。また出席者の資格要件はありますか。	No.31の回答をご参照ください。
31	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・献立作成補助業務	・献立作成補助業務（市が主催する献立委員会への出席等とされているが、市職員による会議に恒常的に民間業者が参加出来る法的根拠をお教え下さい。本来学校給食の献立は教育職員たる「栄養教諭」や「栄養士」によって作成されるものではありませんか。また、「等」とは具体的にどのようなことを想定しておられますか？ ・保育関係者の間では保育園児については3才未満児、3歳以上児とで献立を別にするのが常識となっていますが、そうしなくてもよいのですか？ ・学校給食の献立と保育園給食の献立とは当然別ものになると受け止めて宜しいですね。	前段について、事業者の「市が主催する献立委員会への出席等」については削除します。詳細については、募集要項等にて示します。中段及び後段については、保育園児については、原則として小中学生と同一献立となりますが、食材のきざみや味付けを変えることにより対応する予定です。また、場合によっては、一部献立の変更もあります。
32	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・調理業務	アレルギー食対応範囲について、愛知県は卵・牛乳を対象としていますが、田原市どの様にお考えですか？	食物アレルギーへの対応として、現在本市が除去の対象としている食品は、卵・乳・小麦・ピーナッツ・えび・かに・いか・りんご・すいか・メロン・トマト・ごま等です。医師の診断書が提出され、必要と認める物について対応しています。なお、開業当初は除去食を基本としますが、将来的に代替食を行う可能性があります。
33	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・配送・回収業務	配膳室への給食の配送、回収業務と、市の業務である配膳との明確な区分けを提示していただきたい。	配送は、配膳室で配膳員に引渡し、回収は、配膳室で配膳員から引渡しとなります。詳細については、募集要項等にて示します。
34	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・配送・回収業務	事業者の業務は配膳室への配送と、配膳室からの回収と考えてよいでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。
35	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	この備品に、貴市職員が使用する備品の補充業務（コピー用紙、トナー等）は含まれますか。	含みません。
36		1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・配送・回収業務	配送とは受け入れ施設の配膳室（事業者が整備する場所）までよいと考えてよいですか。また回収時は、配膳室に、回収物が置かれていると考えてよいでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。
37	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・配送・回収業務	年間の具体的な稼働日数は決定しているのでしょうか。	学校の長期休暇期間中も保育園の給食があります。土・日・祝日、年末年始、お盆期間（約1週間）及び年度末～年度始め（約1週間）を除いた日が稼働日となります。
38	2	1	(1)	5)	④	本施設の運営に関する業務 ・洗浄・残渣改修業務	洗浄・残渣回収業務とありますが、一方P4の市が実施する業務に「廃棄物処理業務」とあります。残渣回収業務との内容の違いについて、ご教示ください。	ご指摘のとおり不明確な点がありますので、「洗浄・残渣回収業務」は、「洗浄等業務」に修正します。市が行う廃棄物処理の対象については、No.118～122の回答をご参照ください。「洗浄等業務」及び「廃棄物処理業務」の詳細は、募集要項等にて示します。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
39	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	施設備品等調達業務（配送車輛の調達業務及び維持管理業務を含む。）とありますが、どの項目にも包丁やザル等の調理運営備品の初期調達及び更新を含む維持管理が明確に記載されていませんが、それら調理運営備品は運営に関する業務のこの項に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
40	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	車両の手配、備品の購入等、かなりの金額が必要になると考えられます。建設完了時にこれらの金額についてお支払いいただけるのでしょうか。	支払方法の詳細は、募集要項等にて示します。
41	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	配送車両を事業者にて調達とありますが、この車両の所有名義は、事業者または事業者より運営業務を委託した企業名義となるとの考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	①では、施設備品等とあり、④では”等”がありますが、明確な差を想定していますでしょうか。	「施設備品等」に表現を統一します。
43	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・施設備品等調達業務	調達業務が①と④にあるが、①の業務で初期調達し、これを④の業務で維持管理及び更新するという理解でよろしいでしょうか。また、その対価は、①相当は施設整備費に相当する対価として、④については維持管理・運営費に相当する対価としてお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、募集要項等にて示します。
44	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	事業者の見学者対応業務とは、当日の受付及び来訪者への対応であり、事前申込みに対する受付業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事前申込みに対する受付業務も含まれます。
45	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	見学者の対応業務は運営側が主力で実施する事になりますか？また、1回当り何名程受け入れを予定していますか？	見学者対応業務については、見学者の受入れ及び対応（受付を含む。）を市が行うこととし、必要に応じて事業者が対応を行います。また、受入人数については、最大で市内小学校の1学年（80名程度）の受入れを想定しています。
46	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	見学者希望者の受け入れは、基本的に施設所有者の貴市が実施すべきものと考えます。事業者の業務は、見学者対応支援業務と考えますが貴市のお考えをご教示願います。	見学者対応業務（受付業務を含む。）については、市が実施することとし、事業者は見学者支援業務を実施することとします。該当箇所を修正します。
47	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	貴市が想定する見学者の受け入れ頻度、人数、時間等について想定される内容等がありましたらご教示願います。	募集要項等にて示します。
48	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務	貴市が想定する試食会の内容、頻度、人数等について想定される内容がありましたらご教示願います。	募集要項等にて示します。
49	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・見学者対応業務 ・試食会対応業務（受入れを含む）	当該給食センターの設計には、運営期間中、見学者の受入や試食会対応業務を随時できることを想定したものを求めているという認識でよろしいでしょうか？ 具体的には見学者の受入では特に衛生面を、試食会対応業務では食器や食缶を試食会用に準備する等の必要があるのでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、1日における試食会の食数は、学校等への提供数とあわせて最大提供数を超えないものとし、また食器等は、通常使用している食器を使用することを想定しています。
50	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・試食会対応業務	試食会対応業務、見学者対応業務以外の食育の推進業務（P17記載事項）については、市の業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者で実施する食育の推進業務がある場合には、提案してください。
51	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・試食会対応業務	同章・同節②と別に記載してある理由をお教えてください。	②に示す試食会支援業務は、開業準備期間において実施する試食会を意味します。④本施設の運営に関する業務に示す「試食会対応業務」は維持管理・運営期間中に行う業務を意味します。 なお、試食会の内容については、募集要項等にて示します。
52	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・試食会対応業務	試食会対応業務に「（受入れを含む。）」とありますが、受付業務も含めた試食会対応業務を事業者が行うのでしょうか。	試食会対応業務（受入れを含む。）については、市で実施し、必要に応じ事業者が支援することを想定しています。詳細については、募集要項等で示します。
53	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・試食会対応業務	試食会の対応業務は、1回当り何名受入を予定されていますか？	募集要項等にて示します。
54	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食はどの程度の頻度で実施するとお考えですか。	募集要項等にて示します。
55	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食とはどのようなものなのでしょうか。田原市にて実施した実績はありますか。またない場合は、どちらの自治体で実施しているのか教えてください。	複数の献立を用意し、児童生徒が栄養のことを考えながら自分で献立を選んで食べてもらう給食です。田原市においては、単独調理校の実績があります。豊橋市などで実施しています。
56	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食は学校等で実施（食される）されると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食における配膳準備に、食される会場での配膳皿への盛り付けまでを含みますか。	ご理解のとおりです。
58	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食における後片付け業務とは、具体的にどの段階からを指しますか？子供たちの下膳業務はどこまでですか。	子供たちの下膳は、食器かご等への返却までとします。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
59	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食時において、会場に事業者の立会 は必要ですか。	バイキング給食時において、市の栄養士による食 育指導等の実施を想定しています。事業者には、 市が行う食育指導等の実施について支援を想定し ています。
60	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食支援業務とありますが、バイキン グ給食を行うのは当該校の給食提供数が通常時よ りも少ない日に行うと考えてよろしいでしょう か。	募集要項等にて示します。
61	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	業務を行う際の、運営企業に要求される負担の詳 細をお教えください。	募集要項等にて示します。
62	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	開催回数と一回の開催についての対象生徒の予定 数は決定しているでしょうか。	募集要項等にて示します。
63	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	貴市が想定するバイキング給食について内容、頻 度、人数等については募集要項公表時に示され るとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
64	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食・セレクト給食・一流シェフ監修 給食を実施する事になっていますが頻度は？	募集要項等にて示します。
65	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食を各学校で配膳する際に使用する 配膳台車などの什器・備品は、学校所有の物をお 貸しいただけるという認識でよろしいでしょう か。	募集要項等にて示します。
66	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食を各学校で配膳する際には、バイ キング用の什器・備品が必要となる可能性があ ります。その費用は市側が負担するとの理解でよ ろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
67	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務 ・バイキング給食支援業務	バイキング給食支援業務については本業務範囲に 含まれるとの記述がありますが、P17に記載され ているバイキング給食以外の「多彩な給食の提供 」は本業務以外と理解してよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
68	2	1	(1)	5	④	本施設の運営に関する業務	「食育は市が実施する」とのことでしたが、「見 学者対応業務」及び「試食会対応業務」を民間業 者が行うと法的にも矛盾することになりませ んか？「バイキング給食」も市の事業として行え ば同じ問題が生ずると思います。	No. 46、No. 52、No. 59の回答をご参照ください。
69	3	1	(1)	5	⑤	その他	配送先学校の搬入道路の改修と配膳室の対象範囲 について、調査設計及び改修に係る業務量が算出 できる資料及び改修基準等（事業費算出に必要） は提示されるとの理解でよろしいですか。	No. 5の回答をご参照ください。
70	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務	学校の数、範囲とも多岐にわたるため、市役所 への質問にて、現状の配膳室、運搬用エレベ ーター等の開口のサイズ等の確認を行うことは可能 でしょうか。	募集要項等にて示します。
71	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務	当該業務は既存給食調理場を配膳室に改修するこ とを想定されていることと思われませんが、確認申 請を伴う増築やELVの増設も想定されていますで しょうか。	募集要項等にて示します。
72	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	左記の業務を実施するに当って、各学校等と貴市 との協議が進められていると思いますが、その内 容及び要求事項は各学校等の諸事情も含め、要求 水準書にて開示されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
73	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	配膳室等の維持管理・改修等は、事業の維持管 理・運営期間中も含むのでしょうか？	No. 26の回答をご参照ください。
74	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	配膳室等の調査設計、整備・改修業務については 現在センター方式以外の小中学校14校、保育園8 校、幼稚園2校の計24校のみの実施と考えてよろ しいでしょうか。	幼稚園を除く全ての配送施設（48施設）が対象と なります。
75	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	自校方式の24校については配膳室を新たに新設す るのか、それとも現在ある調理室を配膳室に改修 するかと考えればよろしいでしょうか	募集要項等にて示します。
76	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	自校方式の24校については調理室を配膳室に改修 する場合、工期等はどのように考えていますか。	募集要項等にて示します。
77	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	配膳室等整備・改修業務とありますが、配膳室 で使用する冷蔵庫や台車等の什器・備品設置、維 持管理、更新は本事業の範囲外であるとの理解で よろしいでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
78	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等調査設計業務 ・配膳室等整備・改修業務	事業範囲の中に「その他」項目として、配膳室調 査設計業務、同整備・改修等業務が対象となっ ております。本業務対象とされた経緯ならびに趣旨 をご教示ください。	本事業は、配送施設が多数あり、かつ新たにセン ター方式を導入する施設があります。安心かつ安 全でおいしい給食を提供するためには、配送が重 要であると理解しています。そのため、配送に係 る業務に關係する配膳室の調査設計及び整備・改 修業務を業務範囲として含める事により、一層の 民間事業者の創意工夫及び効率的な事業遂行を図 ることが期待できると考えました。
79	3	1	(1)	5	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修業務	配膳室の整備・改修後から開業までの配膳室維持 管理業務は、事業範囲外との理解でよろしいで しょうか。	No. 26の回答をご参照ください。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
80	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	配膳室は既設調理室を改修整備と考えてよろしいでしょうか。	既設配膳室の改修もあります。詳細は、募集要項等にて示します。
81	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	改修期間はどのようにお考えでしょうか。	募集要項等にて示します。
82	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	新たな配膳室の設置はお考えでしょうか。	募集要項等にて示します。
83	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	配膳室等整備・改修等業務とありますが、実施する期間については事業者の提案によるのでしょうか、それとも具体的な期間が要求水準書で示されるのでしょうか。	募集要項等にて示します。
84	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	配膳室等整備・改修等業務とありますが、配膳室等の維持管理業務は本事業の範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
85	3	1	(1)	5)	⑤	その他 ・配膳室等整備・改修等業務	配膳室等整備・改修等業務は、全配達先を対象とするのでしょうか。全てを対象としないのであれば、対象は貴市にて予め決定し公表されるのでしょうか。対象や整備内容については、明確に基準を示して頂かないと、参加者間で考え方の違いが生じ、工事費がかなりばらつき、プロポーザル結果に影響を及ぼすことが想定されます。配膳室等整備・改修等の基準をどのように定め、いつ、どのような形で示して頂けるのか御教示願います。	ご理解のとおり配膳室等整備・改修等業務は、私立幼稚園を除く全ての配達先が対象となります。配膳室等の整備・改修等の実施内容及び提案方法等については、募集要項等にて示します。
86	3	1	(1)	8)		事業スケジュール(予定)	配膳室等整備・改修等業務の想定業務期間をお知らせください。	募集要項等にて示します。
87	3	1	(1)	8)		事業スケジュール(予定)	配膳室等整備・改修等業務着手後、給食センター供用開始までの間の給食について、市としての対応を想定されていますでしょうか。	募集要項等にて示します。
88	3	1	(1)	8)		事業スケジュール(予定)	設計建設期間について合算記述の提示ですが、説明会では設計を1年2ヶ月、工事を1年との説明がありました。どちらを優先解釈とすればよろしいでしょうか。	実施方針に示す設計・建設期間の中で、本施設の設計及び建設に関する業務を完了していただくこととなります。そのため、設計期間のみ、建設期間のみの定義は行いません。
89	3	1	(1)	8)		設計・建設期間 開業準備期間 供用開始 維持管理・運営期間	維持管理期間の開始時期が供用開始と同一になっていますが、開業準備期間の維持管理等には、開業準備業務に含まれると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	3	1	(1)	8)	②	設計・建設期間	他の給食PF事業と比較して、設計・建設期間が約1年以上長くなっています。貴市の考える設計期間における協議スケジュールやお考え等がありましたら、ご教示願います。	設計・建設期間については、配膳室等調査設計業務及び配膳室等整備・改修等業務の実施も考慮し、設定しています。
91	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	募集要項等に定める一定額について、どの程度想定されているのでしょうか。	募集要項等にて示します。
92	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	施設整備費相当額のうち一定額を一時金として速やかに支払うとありますが、どの程度の金額を想定されているのでしょうか。	募集要項等にて示します。
93	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	①(ア) 募集要項に定める一定額とありますが、具体的な数字として公表されるのでしょうか。	募集要項等にて示します。
94	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	施設整備費は、設計・建設期間満了後に一括して金額を支払われるのではなく、一定額を除き分割支払として維持管理・運営期間内に維持管理・運営費とは別に支払われるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うとありますが、残額に利息を付した上でお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	配膳室等改修に関する業務は、施設整備費に相当する対価として支払われるものとなっていますが、平成26年1月までに対象となる配膳室の改修を完了させるという理解で宜しいでしょうか。また、改修業務は、事業者が建設期間中に随時実施することは可能でしょうか。	募集要項等にて示します。
97	3	1	(1)	9)	①	(ア) 施設整備費に相当する対価	「施設整備費に相当する対価のうち、募集要項に定める一定額を設計・建設期間終了後速やかに支払い・・・」とありますが、当該費用は、設計・建設期間中においては一切支払われないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	開業準備期間中に発生する維持管理・運営費に相当する対価についても、施設整備費用に対する一定額の支払いと同様に、開業準備期間終了後速やかに支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	「開業準備期間に、事業者が実施する本施設の開業準備に要する費用に相当する対価」の支払時期等が示されておりませんが、後述の「維持管理・運営期間中に支払う対価」の支払いとは別の方法になるのか、ご教示ください。当該対価については、性格上、開業準備業務完了後一括でお支払いしていただきたいと考えます。	No. 98の回答をご参照ください。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
100	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	変動対価の主要因を食数とするならば、15年間の試算は市の予測数を基準にするのでしょうか。またその場合、予測が大きく外れた場合の対応はいただけるのでしょうか。	市の予測値を基準に試算いただく予定です。変動対価の仕組みを含め詳細は、募集要項等にて示します。
101	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	「変動費には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費に係る費用～」とありますが、人件費や光熱水費は提供食数1食毎に変動する費用とは言えないのではないでしょうか。単位は1食でなくてもよろしいのでしょうか。	変動対価の仕組みについては、ご意見を参考に検討します。具体的な考え方については、募集要項等にて示します。
102	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	変動費は、提供食数の減少に伴い減額するという事でしょうか？試食会や見学会等で食数が増った場合は、変動費に反映されますか？	提供食数に応じて対価を変動させることを想定しています。ただし、提供食数は最大提供数を超えないものとします。また、試食会、見学会等による食数変動についても考慮することを予定しています。
103	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	維持管理・運営期間中に支払う対価は固定対価と変動対価に分けるとありますが、変動対価の対象となる費用は人件費及び光熱水費であり、またまた単位(100食単位)の増減でないと実務上経費は変動しません。通常の給食センターPFIの案件ですと1食あたりの変動費を提案し、食数の変動により対価を増減する方式をとりますが、実態に則していないのが現状です。維持管理・運営期間中に支払う対価を固定対価のみとしていただくことは可能でしょうか。	No. 101の回答をご参照ください。
104	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	光熱水費等とありますが、事業者が業務で使用する光熱水費は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	貴市の職員が専用で使う室等の光熱水費は、貴市の支払いとの理解でよろしいでしょうか。	市職員が専用使用する光熱水費も事業者負担とします。
106	4	1	(1)	9)	①	(イ) 維持管理・運営費に相当する対価	光熱水費の固定対価と変動対価についての考え方について質問です。詳細は募集要項等において示すがありますが、固定対価と変動対価は事業者の提案にゆだねるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 101の回答をご参照ください。
107	4	1	(1)	12)	①	本施設の設計及び建設に関する業務・事業用地の地質調査等	『事業用地の地質調査・測量・分筆・登記業務(募集要項等公表前に実施)』とありますが、地質調査・測量の資料(ボーリングデータ等)は提示いただけますか。	必要に応じて資料の提供を考えています。
108	4	1	(1)	12)	①	本施設の設計及び建設に関する業務・事業用地の地質調査等	事業用地の地質調査・測量・分筆・登記業務は募集要項等の公表前に行うとありますが、募集要項等の公表時にそれらの資料はすべて公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	4	1	(1)	12)	②	本施設の維持管理に関する業務	大規模修繕業務とはどの程度の規模の業務を意味しますか。	募集要項等にて示します。
110	4	1	(1)	12)	②	本施設の維持管理に関する業務	市が実施する大規模修繕の実施時期は、事業開始後何年位と考えればよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
111	4	1	(1)	12)	②	本施設の維持管理に関する業務	事業期間内においても、貴市の判断により大規模修繕業務が実施されると考えてよろしいですか。また、どの様な大規模修繕を想定されているかをご教示願います。	募集要項等にて示します。
112	4	1	(1)	12)	②	本施設の維持管理に関する業務	維持管理に関する事項で大規模修繕は貴市が行うと記載されていますが、想定されている大規模修繕の内容をお教え願います。	募集要項等にて示します。
113	4	1	(1)	12)	②	本施設等の運営に関する業務	大規模修繕業務とありますが、一般修繕との区切りはどこでされるのでしょうか。資料2-2、41のリスク分担表の項目にもかかわってくると思います。	募集要項等にて示します。
114	4	1	(1)	12)	②	本施設等の運営に関する業務	大規模修繕業務とありますが一般修繕との区切りは金額的、システム単位、等明確なものがありますでしょうか。(資料2-2のリスク分担表にもあります。)	募集要項等にて示します。
115	4	1	(1)	12)	②	本施設等の運営に関する業務	市が実施する業務に、②本施設等の維持管理に関する業務、大規模修繕業務とありますので、調理設備の更新はもちろん、ポンプ、モーター交換等の大規模修繕にあたる部分も、市の業務範囲と理解しますが、食器食缶等の更新も市の業務範囲でしょうか。御教授ねがいます。	募集要項等にて示します。
116	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・献立作成業務	献立の作成は給食提供日の何日前までに完了しますか。	献立の作成については、献立委員会を2月中旬(4・5月分)、4月中旬(7月分)、5月下旬(保育園の8月分)、7月中旬(9・10月分)、9月中旬(11月・12月分)、11月中旬(1・2・3月分)に開催し、給食提供日のおおむね10日前までには完了します。
117	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・配膳業務	各校でのコンテナの搬出入時に、乗務員の他に同業者を補助する助手を、要員として運営企業は用意する必要はあるでしょうか。	事業者の判断に委ねますが、調理済食品等の温度の管理及び時間の短縮に努めてください。
118	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・廃棄物処理	貴市が実施する業務の中で、廃棄物処理業務とありますが、施設内での収集や施設から処分場までの運搬も貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	施設の集積場所までは、事業者となります。施設の集積場所から処分場までの運搬は、市が行います。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
119	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・廃棄物処理	貴市が実施する廃棄物処理業務では、廃油、調理くず、食べ残し、一般ゴミ、資源ゴミ(段ボール、ペットボトル等)等の廃棄物処理を貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理業務のうち産業廃棄物(廃油及び廃プラスチック類等)の収集運搬及び処理については、事業者が行うことを想定しています。それ以外の一般廃棄物の収集運搬及び処理については、市が行います。
120	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・廃棄物処理	廃棄物処理業務について、貴市にて行っていただける範囲(残滓、ダンボール、廃プラスチック等)、回収頻度についてご教示ください。	前段については、No. 119をご確認ください。後段については、生ごみ及び一般ごみは毎日、ダンボール等は適宜回収する予定です。
121	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・廃棄物処理業務	廃棄物処理業務の廃棄物は何を想定されていますか。また施設からの搬出も市の業務としてよいでしょうか。	No. 119の回答をご参照ください。
122	4	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・廃棄物処理業務	「廃棄物処理業務」の廃棄物とは廃油、調理くず、食べ残し、一般ゴミ、資源ゴミ(段ボール、空き缶、ペットボトル等)、事業者の排出する一般ゴミ等のセンターから排出されるすべての廃棄物という理解でよろしいでしょうか。	No. 119の回答をご参照ください。
123	5	1	(1)	12)	③	本施設等の運営に関する業務・見学者対応支援	貴市が実施する業務において、左記業務はどの様なことを想定されているかをご教示願います。	No. 45の回答をご参照ください。
124	5	1	(2)	1)		特定事業の選定にあたっての考え方	本事業を特定事業として選定するにあたり、想定VFM(Value for Money)は公表されるのでしょうか。	公表します。
125	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	平成22年12月⑤特定事業の選定時には、要求水準書(案)をホームページにて公表されるのでしょうか。御教授願います。	特定事業の選定時に要求水準書(案)は公表しません。
126	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	予定価格は公表されると考えてよろしいでしょうか。またその時期はいつでしょうか。	提案上限価格は、平成23年3月議会後に公表する予定です。
127	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	募集要項等に関する質問受付が平成23年2月、同回答の公表が平成23年3月に予定されていますが、募集要項等に関する質問・回答はこの1回だけと考えてよろしいでしょうか。	資格審査後において、資格審査通過者を対象に質問回答を行う事を予定しています。その際、対話形式での質疑の実施を想定しています。詳細は、募集要項等にて示します。
128	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	事業提案書提出までに質問ができる機会は、今回の質問と平成23年2月の募集要項等に関する質問だけと考えてよろしいでしょうか。	No. 127の回答をご参照ください。
129	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	配膳室の現地確認調査が、募集要項等の公表後2月～3月にかけて予定されていますが、調査時期が3月になると質問を行うことができません。現地確認調査の時期を早めていただくか、第2回目の質問受付をお願いできないでしょうか。	No. 127の回答をご参照ください。
130	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュール(予定)	参加表明の受付が平成23年3月とありますが、過去事例やP F 1 実施手順を拝見する限り、応募手続きは債務負担行為の設定の議決後となっております。本件についても参加表明の受付は、議決後に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	6 21	2 8	(2) (2)	1)		選定の手順及びスケジュール(予定) 債務負担行為の設定	参加表明の受付が平成23年3月、債務負担行為の設定に関する議案の上程が平成23年3月定例会に予定されていますが、参加表明は債務負担行為の設定の議決より以前に行うと考えてよろしいでしょうか。	No. 130の回答をご参照ください。
132	8	2	(3)	9)		参加表明の受付	参加表明が1者の場合でも、プロポーザル手続きは継続されると考えてよろしいでしょうか。資格審査の結果、参加者が1者となった場合でもプロポーザル手続きは継続されると考えてよろしいでしょうか。最終的に事業提案書の提出が1者だった場合でもプロポーザル手続きは継続されると考えてよろしいでしょうか。	いずれのケースにおいてもプロポーザル手続きは継続します。
133	8	2	(3)	9)		参加表明の受付(資格審査書類の受付)、資格審査結果の通知	「その後、資格審査通過者から、質問を受けることがある」とありますが、どのような質問があることを想定しているかをご教示願います。	No. 127の回答をご参照ください。
134	8	2	(3)	10)		事業提案書の受付	事業提案書の受付についての記述の中に、契約保証金についての記述がありますが、その意図を御教示願います。	ご指摘の箇所は、提案書の提出と関係のない記述ですので、削除します。
135	8	2	(4)	1)		応募者の構成等	構成員と協力会社の資格要件等、違いをお教え願います。	構成員と協力会社の違いについては、用語の定義をご確認ください。それらの資格要件の違いについては、No. 136の回答をご参照ください。
136	8	2	(4)	1)		応募者の構成等	「設計企業」「工事監理企業」「建設企業」「維持管理企業」「運営企業」の各業務担当企業は構成員でなければならないのでしょうか。	協力会社でも構いません。
137	9	2	(4)	1)		応募者の構成等	その他企業は、建設業務のうち「調理設備調達・搬入設置業務」「食器食缶等調達業務」、維持管理業務のうち「調理設備保守管理業務」「食器食缶保守管理業務」等を担当することができる、と記述されていますが、参加グループにとって必要であれば、例示の業務以外の業務であってもよいと考えてよろしいでしょうか。	構いません。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
138	9	2	(4)	1)		応募者の構成等	SPCからFA業務、会社事務管理業務を請け負う予定の企業は「その他企業」になるとの理解でよろしいでしょうか？	その他企業に該当します。
139	8	2	(4)	1)	③	応募者の構成等	選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社が、選定事業者の業務等を支援及び協力できる業務の範囲については、どの程度とと考えてよろしいでしょうか？	支援及び協力できる業務範囲とは、選定された事業者の構成員若しくは協力会社が実施する業務の一部とし、再委託の要件に合致する範囲内を支援及び協力の範囲として想定しています。
140	8	2	(4)	1)	③	応募者の構成等	「選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能」とありますが、支援及び協力は、本事業の業務委託も含まれているのでしょうか。	ご指摘の件については含まれます。ただし、構成員や協力会社になることはできません。また、SPCより直接業務を受託することはできません。あくまでも構成員や協力会社からの業務委託が前提です。
141	8	2	(4)	1)	③	応募者の構成等	「選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能」とありますが、応募の公平性・提案に関する秘密保持から、選定事業者の業務を支援及び協力する際には、選定されなかった応募グループと選定事業者双方の合意が必要と追記していただけないでしょうか。	検討させていただきます。
142	8	2	(4)	1)	③	応募者の構成等	選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社が、～支援及び協力することは可能とありますが、代表企業も支援及び協力することは可能との理解でよろしいでしょうか。	代表企業のみ不可とします。
143	8	2	(4)	1)	③	応募者の構成等 選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社	事業契約後、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とありますが、選定された応募グループの構成員又は協力会社の下請けになれるとの理解でよろしいでしょうか？	No. 139及び140の回答をご参照ください。
144	8	2	(4)	1)	③ ④	応募者の構成等	選定事業者が非選定グループの構成員又は協力会社に対して、当該業務の一部を委託出来るとは、実質的には非選定グループ内企業が本事業の各業務を分割して遂行する事が可能との解釈が出来るとの理解でよろしいですか。	No. 139及び140の回答をご参照ください。
145	8	2	(4)	1)	④	応募者の構成等 業務の委託について	委託内容について、制約・制限はありますか。	業務内容によっては、制約・制限を設ける予定です。詳細は、募集要項等にて示します。
146	9	2	(4)	1)	④ ⑤	応募者の構成等 ④⑤の2点にまたがる内容について	その他企業として、⑤で「調理設備調達・搬入設置業務」「食器食缶等調達業務」、維持管理のうち「調理設備保守管理業務」「食器食缶保守管理業務」等があげられておりますが、この業務を担当する「その他企業」は④の第三者への委託が許される企業に挙げられていませんが、業務の一部でも第三者への委託は許されないと解釈すべきでしょうか？	その他企業についても第三者への委託は可能です。第三者への委託に係る要件の詳細は、募集要項等にて示します。
147	10	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	SPCからFA業務、会社事務管理業務を請け負う予定の企業は田原市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること、4)構成企業の制限を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
148	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	1) 応募者の構成等にできます、⑤その他企業は、構成企業として参加するにあたり、資格要件は特に求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 147の回答をご参照ください。
149	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	応募者の構成員に「その他企業」の参加が認められておりますが、その資格要件が明記されていません。ご教願います。	No. 147の回答をご参照ください。
150	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	その他企業には、①の資格要件以外には特に資格要件は無いと考えてよろしいでしょうか。	No. 147の回答をご参照ください。
151	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	その他企業の資格要件についてご教願います。	No. 147の回答をご参照ください。
152	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	「ただし、建設企業においては、1つの企業が以下の資格要件のすべてを満たし、他の企業は以下の資格要件の複数を満たしていること。」とありますが、③(ア)から(エ)のいずれか2つ以上の要件を満たせばよいということでしょうか。	(ア)から(エ)のいずれかではなく、(ア)は必須とし、残り(イ)(ウ)(エ)のいずれかを要件として満たしていることが必要となります。該当箇所の表現を修正します。
153	9	2	(4)	3)		応募各社の資格要件	本施設の運営に関する業務の中で、配送・回収のみを担当する企業は、運営企業の参加資格要件を満たす必要があるのでしょうか。	ご質問のような要件を満たす必要はありません。
154	10	2	(4)	3)		応募各社の資格要件 (ア)	応募各社の資格要件にて「田原市財務規則による競争入札参加資格者名簿に登録」とありますが、建設工事にて登録している企業が維持管理業務も行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	10	2	(4)	3)	⑤	応募各社の資格要件 (イ)	運営企業の資格要件において、「同一メニューを1回1,500食又は1日3,000食以上」とする根拠をご教示ください。	本事業は、これまでの施設のおよそ2倍である9,000食の規模の施設を新たに整備する事業であり、かつ広範囲にわたる多くの施設への配送が必要な事業です。本事業の円滑な運行のためには、本施設において安定的かつ効率的に調理業務を行うことが本事業を運営する上で極めて重要と考えております。従って、調理業務を含む運営業務を担う企業としては、一定規模以上を有する施設での調理業務実績が必要と判断し、当該要件を設定することとしました。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
156	10	2	(4)	3)	⑤	応募各社の資格要件 (イ)	⑤ (イ) の要件については、具体的な資料提示をお考えであればご提示ください。	募集要項等にて示します。
157	9	2	(4)	3)	③	応募各社の資格要件 (ウ)	本文には「市の競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が801点以上であること。」と記載されておりまして総合評点801点以上にはAランクとBランクの企業が含まれており、総合評点が801点以下にもBランクの企業がありますが、Bランクまで801点以上ではなくBランク以上という事で公平性を保てると考えております。このあたり貴市のお考えをご教示願います。	田原市建設工事請負業者の格付及び選定要領第5条第2項の規定を準用しています。
158	10	2	(4)	3)	③	応募者の構成等 (エ)	(エ) 公共施設の施工実績 (元請けとして完成・引渡しが完了した実績) とは、具体的な建物種別・面積等の制限は無いと考えて宜しいですか。	制限はありません。
159	10	2	(4)	4)		構成企業の制限	アドバイザー業務を委託している企業の記載はありますが、事業の公正性の観点からPFI導入調査を実施した企業についても同様に応募者になれないと理解してよろしいでしょうか。	アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業については、募集要項の原案作成や審査基準の検討などのアドバイザーを行うことが主たる作業となることから制限の対象としています。導入可能性調査を実施した企業については制限の対象外です。
160	11	2	(4)	5)		参加資格の確認	参加資格の確認は、参加表明の提出日を基準として行うとありますが、10頁4) 構成企業の制限②では公募の日から…との表記により齟齬を感じます。「公募の日からの…」との表記は参加表明の提出日との理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり内容に齟齬がありますので、10ページの部分の記述を修正します。具体的には、「公募の日から事業提案書提出までの間に」を削除します。
161	12	2	(5)	3)		審査手順	提案審査は、提出した事業提案書のみを対象に行われると考えてよろしいでしょうか。プレゼンテーション、ヒアリング等は予定されていないと考えてよろしいでしょうか。	審査に係る詳細は、募集要項等にて示します。
162	12	2	(5)	3)	②	(ア) 基礎審査	見込み額 (上限) の公表はされるのでしょうか。	No. 126の回答をご参照ください。
163	12	2	(5)	3)	②	(ア) 基礎審査	(ア) 基礎審査に記載されている市の見込額の提示はいつ頃予定されているのでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
164	12	2	(5)	3)	②	(ア) 基礎審査	市の見込額は募集要項公表時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
165	12	2	(5)	3)	②	(ア) 基礎審査	市の見込み額の正式発表予定はいつでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
166	12	2	(5)	3)	②	(イ) 総合評価	「参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある」とありますが、多数となり、多段階になる場合のスケジュールについてお考えをご教示ください。	多段階となる場合の進め方等については、募集要項等にて示します。
167	12	2	(5)	3)	②	(イ) 総合評価	「参加者が多数になると見込まれる場合は、審査段階を多段階により実施することがある。」とありますが、審査段階が多段階となった場合、提案書の最終期限は平成23年5月以降となるのでしょうか。	No. 166の回答をご参照ください。
168	12	2	(5)	3)	②	(イ) 総合評価	多段階審査を行う場合は、どの時点で公表して頂けるのでしょうか。	参加資格審査公表時を予定しています。
169	12	2	(5)	3)	②	(イ) 総合評価	審査においてヒアリングの実施は想定していますでしょうか。	審査の具体的な進め方等については、募集要項等にて示します。
170	12	2	(5)	3)	②	(イ) 総合評価	「参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。」とありますが、具体的に教示願います。	No. 166の回答をご参照ください。
171	13	2	(6)	2)	①	特別目的会社の設立等	事業開始後、給食センター内に特別目的会社を設置することは可能でしょうか。	可能です。
172	13	2	(6)	2)	①	特別目的会社の設立等	「特別目的会社を田原市内に設立する」とありますが、地番を建設予定地とすることは可能でしょうか。	No. 171の回答をご参照ください。
173	13	2	(6)	2)	②	特別目的会社の設立等	「特別目的会社は (中略) 資本金1,000万円以上の非公開会社」とありますが、事業に要する資金は資本金額の設定を含めて事業者提案の範囲として頂きたいをお願いします。過度な資本金負担は、地元業者の参入機会の制限に繋がる可能性もありますので、規定の見直しを御再考下さい。	ご意見として承ります。
174	14	2	(6)	2)		特別目的会社の設立等	PFI事業は、一般的にプロジェクトファイナンス方式の資金調達になります。その場合金融機関が株式への担保設定を行うこととなりますが、御市様による事前承諾については問題なく頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	その予定です。
175	14	2	(6)	2)		特別目的会社の設立等	プロジェクトファイナンス方式での資金調達を行う場合、事業の継続によるキャッシュフロー確保のため、事業者が締結する契約について債権譲渡担保契約及び契約上の地位譲渡契約を締結することになります。当該契約に関し、御市様が原債務者となる場合の債権譲渡担保権設定及び地位譲渡予約について、ご承諾頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	その予定です。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
176	15	3	(3)	2)		契約保証金の納付等	建設工事の履行保証を、事業契約締結時点で行うと考えてよろしいでしょうか。	事業契約締結時点ではなく、建設工事開始前までに履行保証保険を付保頂ければ結構です。
177	15	3	(3)	2)		契約保証金の納付等	建設工事の履行保証保険等の契約者は、SPCと考えるとよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
178	15	3	(3)	2)		契約保証金の納付等	契約保証金の納付等について、「履行保証保険付保等による建設期間中の履行保証を行うことを想定」とありますが、田原市公共工事請負契約約款で契約保証金に代わる担保として認められている保証事業会社の契約保証も有効な履行保証措置として認められますか。	保証事業会社の契約保証も認めます。
179	16	3	(4)	4)		モニタリング結果に対する措置	モニタリングの結果、サービス購入料が減額となる場合、当該減額は当該減額事由の原因となった業務に対するサービス購入料のみに及ぶとの理解でよろしいでしょうか。	モニタリング及びそれに係るサービス対価減額の仕組みについては、募集要項等にて示します。
180	17	4	(1)	1)		事業用地 (資料1-1配置図)	資料1-1配置図で事業用地が太線で記載されていますが、前面道路からの既存進入道路部分は事業範囲に含まないとの解釈で、建築基準法上の接道は既存進入道路が対象(道路位置指定等の必要業務は田原市の担当)との理解でよろしいですか。	既存進入道路を市道認定する予定です。
181	17	4	(1)	1)		事業用地 (資料1-1配置図)	質問No.180の既存進入道路の上り勾配が、給食配送及び回収には急すぎる様に見える様ですが、緩勾配への改修等の計画がありましたら提示願います。	緩勾配への改修等は想定しておりません。
182	17	4	(1)	3)		用途地域	市街化調整区域での建設となりますが、学校給食センターを建設するための法的規制はないと理解すればよろしいでしょうか。	本業務を実施するに当たり必要とされる法令等(条例を含む。)について、最新のものを参照し遵守してください。
183	17	4	(2)	1)		基本的考え方	資格審査にHACCPが含まれていませんが、応募者のHACCPへの概念の理解はどのようにして確認されるのでしょうか。	募集要項等にて示します。
184	17	4	(2)	2)		施設機能	1日当たり9,000食の想定であると記載がありますが、クラス数はどの程度を想定すべきか、要求水準書等に参考クラス数をご提示願えるのでしょうか。	募集要項等にて示します。
185	17	4	(2)	2)		施設機能	幼稚園・保育園から中学校まで、バイキング給食・セレクト給食以外の基本メニューは1種類と考えるとよろしいでしょうか。	No.31の回答をご参照ください。
186	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	セレクト給食について、例えばA・B献立のクラス内での献立別の人数集計業務については、貴市にて実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	セレクト給食の具体的なイメージを教えてください。(選択数、頻度、配食方法等)	平成22年度は、セレクトフライとしてエビフライか一口カツの選択を実施しました。セレクト給食の詳細は、募集要項等にて示します。
188	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「多彩な給食の提供」で示されている給食の種類の内、「一流シェフ監修給食」について、監修を依頼するシェフは市側で人選・依頼するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
189	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「一流シェフ監修給食の実施」とありますが、P4市の実施業務に記載の通り、一流シェフによる献立作成までが貴市の業務で、事業者は調理業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
190	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「多彩な給食の提供(バイキング給食・セレクト給食・一流シェフ監修給食の実施等)」とありますが、実施の有無や回数により費用が大きく変わります。実施回数、献立、業務内容等の詳細につきましては、要求水準書で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	どのような判断基準を持って一流シェフと判断する予定でしょうか。また判断は事業者が行うと考えてよいでしょうか。	募集要項等にて示します。
192	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	多彩な給食の提供(バイキング給食～)とありますが、実施回数、時期、回数、使用備品等の詳細資料は、募集要項内に明記されますでしょうか。	募集要項等にて示します。
193	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	食育の推進(…料理教室等)とありますが、料理教室のための設備を本施設で整備するとのお考えでしょうか。その場合のスプレッド等は、要求水準書に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。
194	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	必要な要素として、食育の推進(見学会、試食会、料理教室等)が挙げられておりますが、それらの業務の実施は貴市が主体的に行い、事業者は、貴市の業務の支援をするとの考えでよろしいでしょうか。	募集要項等にて示します。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
195	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	食育の推進として、見学会、試食会、料理教室等を考えられておりますが、事業範囲の通り、市が企画し、事業者が対応するとの理解で宜しいでしょうか。また、貴市の想定する開催頻度についてご教示願います。	募集要項等にて示します。
196	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	品数の増加とは、どの程度の増を想定されているのでしょうか。	質の向上又は品数の増加を予定しています。自校方式の学校での献立を参考にして下さい。献立によっては、さらに1品増を考えています。献立表については、募集要項等にて示します。
197	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「・品数の増加を含む質の向上」とあります。品数の増加は、費用に大きく影響を与えるため、品数を明確に定めていただけないでしょうか。	No. 196の回答をご参照ください。
198	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	・品数の増加を含む質の向上とありますが、献立が変更となるわけですが、具体的な献立の詳細資料は、募集要項内に明記されますでしょうか。	No. 196の回答をご参照ください。
199	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「魅力ある給食センター」の実現のための必要な要素として「地元食材の利用促進（地産地消）」とありますが、当内容を実現するための業務は、市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	「炊きたてご飯」とは炊飯完了後何分が経過したものを考えておられますか？	副食も含めて、調理終了後2時間以内の喫食を実践しています。新給食センターの運営に際しては、少しでも温かなものを提供していただきます。
201	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	・「働きやすい職場環境」とは一人の調理員で何食を担当することを考えておられますか？ ・また残業時間は何時間以内とお考えですか？	調理員1人当たりの食数ではなく、動線、調理室内の環境、休憩設備、職員管理等、総合的に働きやすい職場を想定しています。時間外勤務への従事は想定していません。
202	17	4	(2)	3)		新学校給食センターに必要な要素	・炊きたてご飯等温かい給食の提供とありますが、炊飯設備、パン焼成設備等の必要、献立、実施等の詳細資料は、募集要項内に明記されますでしょうか？設備の必要・不必要のみ実施方針に追記できますか？	募集要項等にて示します。
203	19	6	(2)	1)		事業者の責めにより本事業の継続が困難となった場合	「事業者の責めにより事業契約が解除となった場合」について、建設期間中においては施設の出来型の取り扱い、完工後においては割賦残高の取扱いについてご教示願います。また、割賦残高の返還が行われる場合、事業者に対する損害賠償金との相殺の有無についてご教示下さい。	募集要項等にて示します。
204	19	6	(2)	2)		市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「市の責めにより事業契約が解除となった場合、市は事業者が生じた損害を賠償する。」とありますが、SPCがプロジェクトファイナンスにより調達した資金を繰上げ返済することにより生じる金利スワップ解除コスト等の損害についても賠償を受けることができるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
205	21	8	(2)	1)		債務負担行為の設定	予定価格公表の予定はございますでしょうか。	No. 126の回答をご参照ください。
206	資料1-1					敷地図	敷地の接道条件をお知らせください。北西側の旧赤羽校舎のアプローチ道路は公道ではなく隣地だと思われませんが、計画敷地への導入路として活用できるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 180の回答をご参照ください。
207	資料1-1					敷地図	敷地図、及び航空写真に今回の事業用地の範囲が示されておりますが、敷地西側の歩道部は、事業用地に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	資料1-1					敷地図	給食センターへの接道（敷地西側）は事業敷地の範囲外となるのでしょうか。	No. 180の回答をご参照ください。
209	資料2					リスク分担表	様々なリスクが想定されていますが、運営開始後、これらの連絡窓口は市と事業者のどちらが担当するのでしょうか。（学校からの連絡等）	学校からの連絡等については、原則として市が連絡窓口となります。
210	資料2-1	1	15			物価変動	急激な物価変動のリスク分担は貴市の負担となっておりますが、設計・建設期間は事業者負担となっております。事業契約締結から建設工事までの期間が長いことを考慮し、建設期間の物価変動リスクも貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
211	資料2-1	1	15			物価変動	設計・建設期間中の急激な物価変動につきましても、貴市の負担としていただけますようお願い致します。	ご意見として承ります。
212	資料2-1	1	17			不可抗力	事業者側の△は具体的にどのような負担を負うべきとお考えですか？（○との違いはどのようなものでしょうか？）	不可抗力により発生する損害額のうち、一部事業者負担頂くことを想定しているために「△」としています。不可抗力発生時におけるリスク分担の詳細は、募集要項等にて示します。
213	資料2-2	3	33			備品等調達	備品等調達のリスク分担が事業者のみとなっておりますが、全ての備品は事業者の責任において調達すると考えてよろしいでしょうか。	市職員が用いる備品の一部を除いて、全て事業者の責任において調達していただくことを想定しています。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
214	資料 2-2	3	33			備品等調達	市からの指示や市の事由による変更の可能性はないのでしょうか？ また、その可能性がある場合には工事費増加や工事遅延と同様にリスク分担はご検討賜れますでしょうか？	ご指摘の事態はあり得ると考えます。詳細は、募集要項等にて示します。
215	資料 2-2	4	36			施設瑕疵	事業期間中に見つかった施設瑕疵のリスク分担が事業者のみとなっておりますが、あらゆる瑕疵について、事業全期間中に亘って、事業者のみがリスク負担するというのでしょうか。	事業契約書（案）に定められた瑕疵担保期間についてのみ、施設の瑕疵に係るリスクを負担していただくこととなります。事業契約書（案）は募集要項公表時に示します。
216	資料 2-2	4	36			施設瑕疵	調理設備、食器食缶（調理設備調達・搬入設置業務・食器食缶等調達業務）に関して納入する物品等）についての瑕疵担保責任期間はどれくらいの期間を想定されているのでしょうか？	募集要項等にて示します。
217	資料 2-2	4	36			施設瑕疵	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合とありますが、この場合の施設の瑕疵はどの範囲まで含まれるのでしょうか。	募集要項等にて示します。
218	資料 2-2	4	41			修繕費変動	事業者は修繕費の予測を行うのみで、修繕業務そのものは業務範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	大規模修繕を除く、各施設・設備の保守管理業務（修繕業務を含む。）は事業者の事業範囲となります。詳細は、募集要項等にて示します。
219	資料 2-2	4	42			備品更新	配送される食器の損傷についても、理由の如何を問わず事業者がリスクを負うのでしょうか。配膳中の損傷は市の負担と考えてよいでしょうか。	ご質問の場合についても、事業者の負担とします。なお、破損数など状況については、募集要項等にて示します。
220	資料 2-2	4	42 44			備品の更新 需要の変動	「PFI手法導入可能性調査業務 報告書」には、平成42年までの提供給食数の推定が報告されておりましたが、何らかの理由で、提供給食数が推定以上になることにより、新たに食器や食缶等の追加（入れ替えではない）や変更の必要性が生じた場合には、その追加分は事業者と市のどちら側の負担になるのでしょうか？	大幅にその予測値が外れた場合には、市が負担することとなります。その大幅に外れたか否かについては、市と事業者との協議により定めることとします。
221	資料 2-2	4	44			需要の変動	「児童・生徒数の変動による需要の変動」について、※2に記載がある「下限」の保証だけでなく、「上限」の保証についてもご検討ください。児童・生徒が急激に増加した場合、変動費として支払われる部分是对応できますが、固定費として支払われる部分（調理人件費、光熱水費等）への影響も懸念され、事業者の過度な負担となる可能性があります。	ご意見として承ります。
222	資料 2-2	4	44			児童・生徒数の変動による 需要の変動	「事業期間にわたって一定の給食対象者の下限を保証する。」とのことですが、詳細は募集要項時に公表していただくと理解して宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
223	資料 2-2	4	43- 45			需要の変動	30人学級を前提にされているのでしょうか。	前提としていません。
224	資料 2-2	4	45			需要の変動	リスク分担表「食べ残し等による残滓の変動」について事業者の負担に○がついていますが、残滓処理は事業者の業務となるのでしょうか。	残滓処理そのものは、市の業務範囲となります。当該部分のリスク分担を修正します。
225	資料 2-2	4	45			需要の変動	「食べ残し等による残滓の変動」について、主たるリスク負担者は事業者となっております。「残滓回収業務」だけでなく、「残滓処理業務」も事業者の業務となるのでしょうか。また、残滓処理費用以外に想定されている本事項によるリスクがございましたらご教示ください。	No. 224の回答をご参照ください。
226	資料 2-3	4	52			配送等の遅延	配送の遅延による問題発生リスクが事業者のみとなっておりますが、事業者の責めに帰すべき事由による配送の遅延による場合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	資料 2-3	4	52			配送等の遅延	「配送の遅延による（給食が提供できない等）問題の発生」について、配送ルート上における不可抗力（自然災害、事故渋滞、事前に確認が出来ない道路工事等）による遅延も全て事業者の負担となるのでしょうか。	No. 226の回答をご参照ください。
228	資料 2-3	4	59			残渣処理費変動	前例などございましたらお示しただけないでしょうか。	No. 224の回答をご参照ください。
229	資料 2-3	4	61 62			運搬費変動	分担は、市○・事業者△とあるが、△はどうか理解すればよろしいでしょうか。（判例等がありましたらご教示願います）	ご指摘の「配送校の変更による運搬費の変動」及び「燃料費の変動による運搬費の変動」について、市が全て対応することは現実的ではありません。そのため、一定の範囲の変動については、事業者負担頂くこととなるため、△（従負担者）としています。
230	資料 2-3	4	62			運搬費変動	「※4 一定範囲の変動は事業者、それ以上の変動は市」となっているが、この一定範囲の変動はどこまでと理解すればよろしいでしょうか。	募集要項等にて考え方について示します。
231	資料 2-3	4	63			運搬費変動	交通事情の悪化等による運搬費の増大のリスク分担が事業者のみとなっておりますが、貴市と事業者との協議事項とする余地はありませんでしょうか。	当該リスクは原則として事業者負担とします。ただし、交通事情の悪化が長期間にわたる場合には、市と事業者でその対応について協議を行います。
232	資料 2-3	4	63			運搬費変動	「交通事情の悪化等による運搬費の増大」は事業者の負担に○がついていますが、一時的な渋滞・道路工事等による迂回に起因する燃料費の増加は事業者側で負担するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 実施方針等に関する質問 >

No.	箇所					項目	質問内容	回答
	頁	章	節	項	-			
233	資料 2-3	4	63			運搬費変動	「交通事情の悪化等による運搬費の増大」は事業者の負担に○がついていますが、恒久的な交通事情の悪化（長期工事、慢性的な渋滞等）による運搬車両・配送員の増加等も事業者側で負担するということでしょうか。	原則として事業者負担と考えますが、その後も改善が見込まれない、又は事業者がリスクコントロールできないなどの事由による場合は、市と事業者が対応について協議を行うこととします。
234	資料 2-3	4	63			運搬費変動	「交通事情の悪化等による運搬費の増大」は事業者の負担となっているが、配送ルート上の通行規制（自然災害含む）等により、ある一定期間の迂回を強いられた場合の運搬費についても、「市と事業者で協議の上」ではなく全て事業者負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	資料 2-3	4	63			運搬費変動	「交通事情の悪化等による運営費の増大」は事業者でコントロールすることが難しいと考えます。市と事業者との協議によるものとさせていただきます。	No. 231及びNo. 233の回答をご参照ください。
236	資料 2-3	5	65			性能確保	事業期間終了後における施設の性能確保に関するリスク分担当が事業者のみとなっていますが、事業期間終了後における施設の性能とは、どの程度のレベルを想定されているのか御教示願います。	No. 239の回答をご参照下さい。
237	資料 2-3	5	65			性能確保	「事業期間終了後における施設の性能確保に関すること」が事業者に○がついております。事業期間終了後どれくらいの期間を想定されていますか。御教示願います。	No. 239の回答をご参照下さい。
238	資料 2-3	5	65			性能確保	事業期間終了後に、施設の性能を一定期間保証することと認識しましたが、「事業期間終了後における」とは具体的にどれくらいの期間の性能確保を想定しているのでしょうか？また、その間は事業者が市に対して無償保証を行うという認識でよろしいでしょうか？	No. 239の回答をご参照下さい。
239	資料 2-3	5	65			性能確保	事業期間終了後における施設の性能確保のリスクは事業者となっておりますが、終了後ではなく終了時と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	-						保育園の給食は3歳以上児が対象となりますか？給食実施日数は、日祝・年末年始を除いた日となりますか？	1歳6ヶ月以上児が対象となります。また、給食実施日数は、土・日・祝日、年末年始(12/28～1/4)、お盆時期（例年：8/11～16）及び年度末年度始め（例年：卒園式(3/26～28)の翌日～4/3）を除いた日数です。
241	-						募集要項公表前に、要求水準書（案）の公表予定はございますでしょうか。	現時点で公表の予定はありません。
242	-					その他	予定価格は公表頂けますでしょうか。	No. 126の回答をご参照ください。